



山形県公報

平成19年8月24日(金)
第1869号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 農業振興地域の区域の変更.....     | (農政企画課) ...1163 |
| 都市計画の変更.....          | (都市計画課) ...1164 |
| 同 .....               | (同) ... 同       |
| 都市計画の決定.....          | (同) ... 同       |
| 電線共同溝を整備すべき道路の指定..... | (道路課) ...1165   |

### 教育委員会関係

#### 告示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会8月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指示

|                 |   |
|-----------------|---|
| 水産動物の採捕の禁止..... | 同 |
|-----------------|---|

### 公告

|                                   |                     |
|-----------------------------------|---------------------|
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....              | (税政課) ... 同         |
| 県営住宅入居者の一般公募.....                 | (最上総合支庁建築課) ...1166 |
| 平成20年度採用山形県公立学校長候補者採用選考試験の実施..... | (教育委員会) ...1169     |

### 正誤

## 告示

#### 山形県告示第811号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成19年8月24日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 天童市

##### (1) 変更する地域の名称

天童農業地域

##### (2) 変更後の区域

天童市行政区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)による市街化区域(平成19年8月変更決定)の区域並びに国有林野、官行造林及び民有林野の区域(次の図に示す区域を除く。)を除く区域

#### 2 高畠町

##### (1) 変更する地域の名称

高畠農業地域

##### (2) 変更後の区域

高島町行政区域のうち都市計画法による用途地域（平成13年5月変更決定）の区域並びに国有林野及び民有林野の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く区域  
（次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第812号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
昭和44年12月県告示第1246号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 縦覧の場所  
土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

## 山形県告示第813号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 市街化調整区域から市街化区域に変わる部分  
天童市大字天童字頭無、字小千刈、字五反田、字滝本、字ホッチキ、大字北目字頭無、字北目田、字千刈、字滝本、字ホッチキ、大字芳賀字稲荷田、字頭無、字宅地添、字樋越、字豊築、字ホッチキ、字ヨシカ、大字長岡字長清水、字焼谷原、大字奈良沢字小千刈、字五反田、字滝本、大字原町字頭無、字五反田、字晩堰、大字下荻野戸字稲荷田、字滝本、大字荒谷字稲荷田地内
  - (2) 市街化区域から市街化調整区域に変わる部分  
なし
- 3 縦覧の場所  
土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

## 山形県告示第814号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画土地区画整理事業
  - (2) 名 称 天童市芳賀土地区画整理事業
- 2 都市計画を決定した土地の区域  
天童市大字天童字頭無、字滝本、字ホッチキ、大字北目字頭無、字北目田、字千刈、字滝本、字ホッチキ、大字芳賀字稲荷田、字頭無、字宅地添、字樋越、字豊築、字ホッチキ、字ヨシカ、大字長岡字長清水、字焼谷原、大字奈良沢字小千刈地内
- 3 縦覧の場所  
土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

## 山形県告示第815号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、土木部道路課において平成19年8月24日から同年9月6日まで縦覧に供する。

平成19年8月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下原山形停車場線
- 3 指定した道路の部分の区間 山形市清住町二丁目126番9から  
同 城西町二丁目6番まで
- 4 指定年月日 平成19年8月24日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第13号

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

平成19年8月24日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成19年8月27日(月) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 博物館法第12条の規定に基づく博物館の登録について  
(2) 山形県立高等学校並びに山形県立特別支援学校の高等部における平成20年度使用教科用図書の採択について

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

## 山形県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成19年8月24日

山形県内水面漁場管理委員会  
会長 設 楽 作 巳

県内の河川、その支流及び小支流（荒川水系を除く。）におけるアユの採捕は、平成19年10月4日から同月10日までの間、禁止する。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給のために行う採捕については、この限りでない。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年8月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県税務総合電算システム再構築に係る開発運用業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(630)2569
- 3 落札者を決定した日 平成19年 7 月 3 日
- 4 落札者の名称及び所在地  
やまがた税務システム再構築共同企業体 山形市松波四丁目 5 番12号
- 5 落札金額 934,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成 7 年12月県規則第95号)第 3 条の公告を行った日 平成19年 5 月11日

---

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第 1 項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年 8 月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名 称                         | 所 在 地            | 規 格   |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                   |                                    |                                    | 敷 金         | 摘 要         |                                    |
|-----------------------------|------------------|-------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                             |                  | 住宅形式  | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート2号棟(225<br>号室) | 新庄市金沢1281<br>- 4 | 3 D K | 63.5                          | 1          | 一般用 | 16,100<br>円             | 19,600<br>円                       | 23,100<br>円                        | 26,700<br>円                        | 30,800<br>円 | 35,400<br>円 | 3月分<br>の家賃に<br>相当する額               |

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円（その者が特別障がい者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障がい（知的障がいを除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年8月27日（月）～同月31日（金）まで（ただし、郵送の場合は、平成19年8月31日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成19年10月中旬

平成20年度採用山形県公立学校長候補者採用選考試験を次のとおり実施する。

平成19年 8月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 山 口 常 夫

1 趣旨

教育に対する明確な理念と情熱を持った社会人で、企業や団体、組織で培われた豊かな経営感覚と優れたリーダーシップ、柔軟な発想力、企画力等を備えた人物を、山形県公立学校長として任用するため、公募による採用選考試験を実施する。

2 募集内容

山形県公立学校長候補者 若干名

（注） 3年間の任期付き任用とする。ただし、任用を更新することがある。

また、選考試験の結果、合格者がいない場合もある。

3 受験資格

次の各号のすべてに該当する者であること

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

(2) 昭和25年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた者

(3) 日本国籍を有し、山形県の地域性、風土、文化等に対する造詣が深く、又は強い興味・関心を有し、学校教育を通して本県の発展に寄与しようとする意志が強固な者

(4) 県内公立学校のどこにでも勤務できる者

（注） 教員免許状の有無は問わない。

4 受験申込手続

(1) 受験申込書等の交付

受験申込書等は、平成19年8月27日（月）から、山形県教育庁総務課教職員室において交付する。（交付の時間は午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先を明記し、140円切手をはった角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

なお、受験申込書等は、山形県ホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp>）の「申請書様式等ダウンロード」からも入手することができる。

(2) 受験申込

|             |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>必要書類</p> | <p>受験申込書（様式1号）<br/>写真添付（写真は縦5cm、横4cm 上半身脱帽、正面向で3ヶ月以内に撮影したもの。白黒、カラーは問わない。）<br/>職務実績（様式2号）<br/>自己推薦書（様式3号）<br/>論文<br/>指定された課題について、論文作成要領に従って作成したもの。<br/>返信用封筒 2通（受験申込受領書兼受験票送付用及び第1次試験結果通知送付用）<br/>（長形3号；12.0cm×23.5cmの定形封筒に80円切手をはり、郵便番号及びあて先を記入したもの）</p> |
| <p>申込方法</p> | <p>必要書類を、山形県教育庁総務課教職員室まで直接持参するか、「簡易書留」で郵送すること。郵送による場合は、封筒の表に必ず「校長採用選考試験申込」と朱書きすること。</p>                                                                                                                                                                  |
| <p>受付</p>   | <p>期 間 平成19年8月27日（月）～平成19年9月28日（金）<br/>（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）<br/>時 間 午前9時～午後5時<br/>郵送の場合は、9月28日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。<br/>なお、10月5日（金）までに受験票が到着しない場合は、山形県教育庁総務課教職員室まで必ず照会すること。</p>                                                                        |

5 試験日時・試験会場・合格者発表

| 試験    | 試験日時                                    | 試験会場              | 合格者発表                                 |
|-------|-----------------------------------------|-------------------|---------------------------------------|
| 第1次試験 | 書類選考                                    |                   | 平成19年10月中旬<br>受験者全員に郵送で合否を通知する。       |
| 第2次試験 | 平成19年11月上旬<br>詳細については、第1次試験合格通知の際に指示する。 | 第1次試験合格通知の際に指示する。 | 平成19年12月下旬<br>第2次試験受験者全員に郵送にて合否を通知する。 |

6 試験概要

|       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 書類選考<br>・職務実績<br>・自己推薦書<br>・論文「私が描くこれからの学校像」(2,000字以内) |
| 第2次試験 | ・小論文<br>・個人面接(2部屋)<br>・適性検査                            |

7 採用予定時期等

第2次試験合格者は、平成20年2月1日以降山形県公立学校の講師(常勤)として採用し、県教育センター等において教育関係法規・本県教育等について、県内の公立学校において、教育実践について研修を受けることとする。

その後、平成20年4月1日付けで山形県公立学校長として任用する見込み。

8 給与等

講師及び校長としての給与及び諸手当等については、「山形県職員等の給与に関する条例」他関係諸規定に基づき支給する。

9 その他

この選考試験の応募に係る個人情報は、山形県個人情報保護条例の定めるところにより保護される。

また、この試験の受験者は、合格発表の日から1月間(第1次試験合格者は、第2次試験の合格発表の日から1月間)、試験の結果について、山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第15条第1項の規定により口頭で開示を請求することができる。

なお、電話等による請求はできないので、開示を請求する場合は、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、午前9時30分から正午、午後1時から午後4時30分までの間に、山形県教育庁総務課教職員室に直接請求すること。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

10 問合せ及び受験申込先

山形県教育庁総務課教職員室

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023(630)2864

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤        | 正                                                              |
|------------|------------|-----|----|----------|----------------------------------------------------------------|
| 平成19. 4. 1 | 号外(19)     | 1   | 15 | 同表第3項出納員 | 同表第3項出納員として指定する職の欄中「審査出納主査(」を「審査出納主査(村山総合支庁総務企画部総務課、」に改め、同項出納員 |